

広島県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

七曲井原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神辺町大字三谷字森ケ市二三三八番一 地先から 福山市神辺町大字三谷字森ケ市二三四七番一 地先まで	新	旧	九・〇〇 三九・〇〇	五〇・〇〇	拡幅
	旧	新	四・〇〇 九・〇〇	五〇・〇〇	
福山市神辺町大字三谷字森ケ市二三四七番五 地先から 福山市神辺町大字三谷字森ケ市二三四三番七 地先まで	新	旧	一五・〇〇 三二・〇〇	四〇・〇〇	ダブルウェイ
	旧	新	四・〇〇 九・〇〇	五〇・〇〇	
福山市神辺町大字三谷字森ケ市二三四三番四 地先から 福山市神辺町大字三谷字大平八五七番一 地先まで	新	旧	九・〇〇 四九・〇〇	七八・〇〇	拡幅
	旧	新	四・〇〇 一〇・〇〇	一一五・〇〇	